

さいたま市図書館 Twitter（ツイッター）運用方針

1 目的

さいたま市図書館の情報を、携帯端末でも情報を入手でき利便性が高いツイッターを活用することで、市民を始め広く多くの方がさいたま市図書館の所蔵資料や事業に触れる機会を増やすことを目的とする。あわせて、さいたま市図書館に関する情報発信手段の拡充を図る。

2 発信主体及び管理者

発信主体は、さいたま市立中央図書館とし、管理者はさいたま市立中央図書館長とする。

3 アカウント

アカウント名は、「SaitamaCityLib」とする。さいたま市図書館ツイッターの URL は、<http://twitter.com/SaitamaCityLib/>とする。

4 情報発信時間

発信時間は、9時から21時までとする。ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

5 発信内容

発信内容は、管理者の監督のもと、さいたま市図書館に関する次の各号に掲げる情報を発信するものとする。

- (1) さいたま市図書館の所蔵資料に関する情報
- (2) さいたま市図書館の利用に関する情報
- (3) さいたま市図書館の報道発表に関する情報
- (4) さいたま市図書館の事業に関する情報
- (5) その他、中央図書館長が許可した内容

(補足) なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営するものとする。

6 利用方法

管理者の発信に対する意見などに対しては、個別の返信はおこなわないものとする。また、原則さいたま市図書館からはフォロー、リツイートは行わないものとする。ただし、国や他自治体、公共交通機関など公共性が高い組織等で、特に中央図書館長が必要と認めるものはこの限りではない。

7 免責事項

(1) さいたま市図書館は、本ツイッターに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

(2) さいたま市図書館は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を

負わない。

(3) さいたま市図書館は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(4) 前2号に掲げるものの他、さいたま市図書館は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(5) さいたま市図書館は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。

8 その他

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

(適用)

この運用方針は、平成29年10月1日から適用する。